

和歌山県みなとまち条例第6条第1項第5号に規定するその他知事の指定する行為及び同条例別表第1第2項に規定するその都度知事が定める使用料の指定について

和歌山県みなとまち条例第6条第1項第5号に規定するその他知事の指定する行為及び同条例別表第1第2項に規定するその都度知事が定める使用料について、下記のとおり指定しましたので、公表いたします。

記

1. 和歌山県みなとまち条例第6条第1項第5号に規定するその他知事の指定する行為
臨時駐車場を設置する場合
2. 和歌山県みなとまち条例別表第1第2項に規定するその都度知事が定める使用料
1平方メートル1日につき4円